

診療報酬明細書等の開示依頼をされる方へのお知らせ（遺族等）

宮崎県後期高齢者広域連合では、遺族等からの診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）の開示依頼があった場合、被保険者の生前の意思や名誉等に関し、問題が生じるおそれがないか等を確認したうえで開示の可否について判断いたします。

診療報酬明細書等の開示を依頼される方は、この「お知らせ」の記載内容をご理解・ご承諾のうえ必要書類等を添えてお手続きください。

1 開示依頼ができる方

- (1) 死亡された被保険者の血族2親等以内の者又はこれらに準ずる者（以下「遺族」という。）
- (2) 遺族が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) 遺族がレセプトの開示依頼をすることを委任した任意代理人

2 開示依頼に当たって必要な書類等

開示依頼をされる方ご本人が、次の書類等を当広域連合へ、直接ご持参のうえ手続きください。

- (1) 診療報酬明細書等開示依頼書（様式第2号。以下「開示依頼書」という。）
- (2) 開示依頼を行う方の本人確認ができる書類（詳細は裏面のとおり。）

※ 窓口における開示依頼の手続きが困難な場合は、郵送による手続きも可能です。

※ 開示依頼書において、次の事項について確認及び記載をしていただきます。

- ① 保険医療機関等に開示についての意見を照会し、又は開示をした旨を連絡することに同意するか否か
- ② レセプトを開示することが、被保険者の生前の意思や名誉との関係で問題があるか否か
- ③ レセプトの開示を依頼する理由

3 開示依頼を行う方の本人確認

手続き等に当たって、開示依頼をされる方本人であることを確認するため必要書類の提示をお願いします。これは、あくまでも個人のプライバシー保護の観点から欠かせないことであります、ご理解ください。

4 保険医療機関等への照会及び連絡

レセプトが医師の個人情報となる場合、遺族の同意が得られていれば、開示についての意見を保険医療機関等に照会いたします。

また、レセプトが医師の個人情報とならない場合については、遺族の同意が得られていれば、開示した旨のお知らせを事後的に保険医療機関等に行います。

5 不開示

次のような場合は、開示できません。

- (1) レセプトが医師の個人情報である場合において、保険医療機関等から開示について事前に同意が得られなかった場合又は遺族から保険医療機関等に対する事前の照会について同意が得られなかった場合
- (2) 開示することによって、被保険者の生前の意思や名誉との関係で問題があるおそれがあると判断された場合
- (3) 開示依頼があったレセプトについて、何らかの事情によりその存在が確認できない場合

6 診療内容に係わる照会

当広域連合では、診療内容についての照会に対してはお答えできません。

7 開示決定等の事務処理

開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内に開示決定等を行います。ただし、レセプトの抽出作業、保険医療機関等への事前確認作業等のため、「診療報酬明細書等の開示決定等の延長について（様式第6号）」により最大で60日所要日数を延長することができます。

なお、郵送による交付を希望された場合には、「親展」扱い、配達記録郵便による送付となります。

8 手数料等

開示依頼に伴う手数料及び郵送による交付を希望された場合の送料は、依頼者ご本人の負担となります。

9 その他

- (1) レセプトは、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではありません。
- (2) 開示請求があったレセプトについて、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、開示できないことがあります。
- (3) レセプトを開示する場合は、開示した調剤報酬明細書を保険薬局へ事後的にお知らせすることについてご了承願います。

10 開示請求に関する問合わせ先

総務課（TEL 0985-62-0920）まで

「診療報酬明細書等の開示依頼書」を提出の際 開示を依頼される方の本人確認に必要な書類

依頼書に記載された氏名、住所が同一であることを確認できる次のいずれかの書類。

- (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) その他

※ 郵送による開示請求の場合、上記のほかに住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）が必要です。

【上記以外に必要な書類】

1 開示依頼者が、遺族の場合

当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次に掲げる書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- (1) 戸籍（除籍）謄本 (2) 戸籍の記載されている住民票謄本

2 開示依頼者が、遺族かつ未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人の場合

- (1) 家庭裁判所の証明書

3 開示依頼者が、遺族から委任を受けた任意代理人の場合

遺族からレセプトの開示依頼に関する委任があることを確認できる次に掲げる書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

- (1) 遺族の署名・押印のあるレセプト開示依頼にかかる委任状
- (2) 委任状に押印された印の印鑑登録証明書